## 

■非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減しま す。軽減を受けるには，届け出が必要です。
$\nabla$ 対象 次のすべての要件を満たす人。

- 離職時点 65 歳未満
- 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者 と認定された人
※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は，雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード （表）で確認してください。
$\nabla$ 軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなし て保険料を算定し，また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。 ※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。
$\nabla$ 軽減期間 離職日翌日の属 する月から翌年度末の間
（例）平成31年3月31日から
令和 2 年 3 月 30 日までに失業 した人
国保料 $=$ 離職日翌日の属する
月から令和 3 年 3 月まで
高額療養費負担限度額等二缡
職月の翌月から令和 3 年 7 月 まで
※他の健康保険への加入等に より，国保の資格を喪失した時点で軽減終了。
$\nabla$ 手続きに必要なもの 国民健康保険証，雇用保険受給資格者証，印かん
その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が㕍用保険を受給する場合，その受給期間に相当する保険料に ついて，所得割の月割額を 3割減免します。
$\nabla$ 手続きに必要なもの 国民健康保険証，雇用保険受給資格者証，印かん
※失業等により前年より所得 が著しく減少する国保加入者 も減免の対象となる場合があ ります。

## —部負担金の減免等

国保加入者が，医療機閏で 1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合，一定の要件 に該当すれば一部負担金を減免します。
$\nabla$ 減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見により最大 6カ月まで延長可）
$\nabla$ 手続きに必要なもの 国民健康保険証，給与支払証明書 など加入者全員の収入状況等 を証明できる書類，通帳，印 かん
※要件など詳しくはお問い合 わせください。

非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 離職理由 } \\ \hline \text { 隹 } \end{array}$ | 離職理由 |
| :---: | :---: |
| 11 | 解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く） |
| 12 | 天災その他の理由により事業の継続が不可能にな つたことによる解雇 |
| 21 | 㕍止めによる退職（雇用期間 3 年以上，契約更新 1回以上，雇止め通知ありの場合） |
| 22 | 雇止めによる退職（雇用期間 3 年未満，更新明示 ありの場合） |
| 23 | 契約期間満了（雇用期間 3 年未満，更新明示なし） |
| 31 | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職，退職勧奨 |
| 32 | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 33 | やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が 12 カ月以上の場合） |
| 34 | やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が 6 カ月以上 12 力月未満の場合） |
| ※受給期間終了後，雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。 |  |

## 問国保医療課国保係（马983－2962）

国民健康保険で柔道整復師（整骨院•接骨院）による施術を受けられる人へ


柔道整復師による施術は，保険給付対象と なるものと ならないも のがあります。保険給付対象 とならない施術を受けた場合 には被保険者証は使えません ので，ご注意ください。保険が使えるとき
－外傷性のねんざ・打撲（ス ポーツでのねんざ等）
－医師の同意がある場合の骨折•脱臼
－応急処置で行う骨折•脱臼 の施術（応急手当後の施術に は，医師の同意が必要）保険が使えないとき（全額自己負担）
－単なる（疲労性•慢性的な

要因からくる）肩こり・腰痛 －スポーツや仕事による筋肉痛•筋肉疲労
－脳疾患後遺症などの慢性病 や，症状の改善がみられない長期の施術
1保険医療機関（病院•診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
－労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷
医療費の適正化にご協力くだ さい

国民健康保険の医療費は加入者の保険料などで賄われて います。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し，適切に受診することで医療費の適正化につながります。皆さまの ご理解とご協力をお願いしま す。

## 競争入札等参加資格審査申請の受け付け

建設工事•測量等コンサルタント業務の令和 3 年度（八幡市外業者は令和 3 • 4 年度），物品等の供給については令和 3 年度（単年度分追加受付）に市が発注 する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を，下記の要領で受け付けます。申請していないと，競争入札等に参加することができません。 ※申請用紙は，市ホームページからダウンロードまたば契約検査課窓口で入手で きます。

問契約検査課（な983－2201）

|  | $\begin{aligned} & \text { 建設工事•測量等 } \\ & \text { コンサルタント業務 } \end{aligned}$ | 物品等の供給 |
| :---: | :---: | :---: |
| 業務 | 建設工事または測量等コンサ ルタント業務 | 物品の製造の請負，売買ねよび賃借並びに各種役務の提供等 |
| 登録申請資格 <br> ※右記に該当 <br> する業者は申 <br> 請できません。 | 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事 の許可を受けていない者（建設会社） | 令和 3 年 3 月31日現在で，当該営業開始後 2 年未満の者 <br> （許認可等の必要な業務については，必要な許認可等を得た後 2 年未満の者） |
|  | 審査基準日の直前 2 年の営業 年度に完成工事高または測量等実績高の無い者 | 直前 2 年の営業年度に営業実績高の無い者 |
|  | 成年被後見人，被保佐人もしく ていない者 | は被補助人または破産者で復権を得 |
|  | 市税その他納付金等を滞納している者 |  |
|  | 資格審査申請書を提出すると きまでに市が発注した事業に関係する債務を履行していな い者 |  |
| 受付期間 | 11月2日（月）～12月18日（金） | ）必着 |
| 受付方法 | 郵送または持参（原則，郵送と | してください） |
| 必要書類 | 申請書，印鑑登録証明書，登記哖 | 簿謄本，納税証明書等 |
| 登録有効期間 | 市外業者：令和 3 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月31日まで（2年間） <br> 市内業者：令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月31日まで（ 1年間） | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31日まで（1年間） |
| 備考 |  | すでに，令和 $2 \cdot 3$ 年度の登録をし ている場合は申請不要です。 |

